

「接続機器レンタル個別規定」新旧対照表

| 改定前 (2005年12月1日付) | 改定後 (2006年3月15日付) |
|--|--|
| <p>第10条 (レンタル契約終了に伴う返還・買取)</p> <p>1. 本規定に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、レンタル会員は、接続機器を当社に返還するものとします。なお、接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用はレンタル会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理費用等はレンタル会員の負担とします。</p> <p>3. 事由の如何を問わず接続機器のレンタル契約が終了し、接続機器が30日以内に当社に返還されなかった場合、レンタル会員は当社の請求に従い、別途定める「買取価格一覧表」に従って算定した金額をもって、直ちに接続機器を買取るものとします。</p> | <p>第10条 (レンタル契約終了等に伴う返還・買取)</p> <p>1. 本規定に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合または「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、レンタル会員は、接続機器を当社に返還するものとします。なお、接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用はレンタル会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理費用等はレンタル会員の負担とします。</p> <p>3. 事由の如何を問わず接続機器のレンタル契約が終了した場合または「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に基づく利用休止期間が12ヶ月を超えた場合に接続機器が30日以内に当社に返還されなかった場合、レンタル会員は当社の請求に従い、別途定める「買取価格一覧表」に従って算定した金額をもって、直ちに接続機器を買取るものとします。</p> |